

各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長

県立学校の臨時休業期間と学校再開について（通知）

5月14日に、政府から島根県を含む39県を緊急事態宣言の対象地域から解除することが発表されました。知事から、学校現場が混乱しないよう配慮した上で、休業期間を短縮し、できるだけ早く学校を再開するよう要請を受け、5月31日までとしていた臨時休業期間を下記のとおり短縮することを決定いたしました。

各学校においては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を万全に行った上で、学びの環境づくりを進め、段階的な学校再開が円滑に行われるよう配意願います。

記

1. 臨時休業期間について

臨時休業期間を5月24日（日）までとし、5月25日（月）に全ての県立学校を再開する。

なお、学校再開に向けたガイドラインを別途通知する。

2. 臨時休業期間中における登校日の設定について

5月18日（月）から5月24日（日）までの臨時休業期間中における登校日の設定については、次のとおりとする。

① 松江市内以外の県立学校

予定どおり、5月18日（月）以降の期間で教科指導を中心とした計画的登校日を設定し、実施すること。実施にあたっては、次のことに留意すること。

- ・分散登校を基本とすること。
- ・令和2年5月5日付け島教指第201号「県内一斉臨時休業期間の延長に伴う教科指導を中心とした計画的登校日の設定について（通知）」及び令和2年5月7日付け「県立高等学校における教科指導を中心とした計画的登校日の設定について」の内容に基づき、適切に登校日を設定すること。
- ・登校日の扱いについては、令和2年5月13日付け文部科学省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&Aの送付について（5月13日時点）」の問62に示された内容に関わらず、「授業日数」には含まないこととする。
- ・本人や家族の健康や感染に不安のある児童生徒等の保護者から学校を休ませたいとの申し出があった場合は、電話等による児童生徒等の健康観察やメール配信、郵送等による新たな課題の指示など適切に対応すること。

② 松江市内の県立学校

教科指導を中心とした計画的登校日の設定はしないこととするが、児童生徒等の健康観察や学校再開に向けた指示等の時間を確保することを目的に、学年毎の分散登校

等による登校日を設定してよいこととする。登校日の設定にあたっては、児童生徒等の指導は必要最小限の内容に絞り、できるだけ短い時間で終わるよう計画すること。

※松江市内の県立学校

松江北高校、松江南高校、松江東高校、松江工業高校（全日制・定時制）、松江商業高校、松江農林高校、宍道高校、盲学校、松江ろう学校、松江養護学校（安来分教室を除く）、松江清心養護学校、松江緑が丘養護学校

3. 学校再開日以降の児童生徒等の登校の在り方について

① 松江市内以外の県立学校

5月18日（月）から行う教科指導を中心とした計画的登校日の実施状況を踏まえた上で、分散登校に加え、「三つの密」が重ならないよう配慮した一斉登校を可能な限り計画し、試行的に実施すること。その際に、一斉登校を行う上での課題の洗い出しを行い、その課題を解決するための「学校生活におけるルールづくり」などの対策を検討し、学校内で定着を図るよう努めること。

② 松江市内の県立学校

分散登校を計画し、実施すること。ただし、6月1日（月）以降については、松江市内以外の県立学校における一斉登校の試行状況等を勘案しながら、5月27日（水）を目途にその方針を決定し、通知する。

4. 自宅に帰省又は自宅で待機している県外出身の寄宿舎生への対応について

- ・自宅に帰省又は自宅で待機している県外出身の寄宿舎生については、学校再開に向けて、寄宿舎又は寄宿舎以外の宿泊施設において14日間の健康観察を行いながら、各学校の教員の指導のもと学習活動等を行わせること。なお、5月25日（月）の学校再開日以降については、それまでの健康観察期間における当該寄宿舎生の健康状況を十分に把握し、学習機会の確保と健康観察の継続の両立を図ること。
- ・学校再開日以降、健康観察を行うために学校に登校できない寄宿舎生については、出欠は「出席停止」とはせず、寄宿舎又は寄宿舎以外の宿泊施設で学習活動等を適切に行わせた上で、「出席」の扱いとすること。

5. 部活動について

- ・臨時休業期間中は、計画的登校日も含めて部活動は全面禁止とする。
- ・学校再開日以降については、生徒の学習の遅れを取り戻すことや、感染防止対策を継続しつつ生徒の学習環境を整えることが重要であり、段階的に学校教育活動を再開する期間であることを十分に考慮の上、（別紙）に定める範囲で部活動を行うことを可能とする。

(担当)

学校企画課企画人事スタッフ  
教育指導課学力育成スタッフ  
特別支援教育課指導スタッフ  
保健体育課学校体育グループ

(別紙)

## 教育活動の再開に伴う部活動の実施及び学校外における部活動の実施について

保健体育課・社会教育課

学校再開後の部活動の実施については、感染拡大防止の観点から新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示した3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けること、及び身体的距離の確保が重要であるという考え方をもとに、当面の間、下記により対応いただきますようお願いいたします。

なお、この間の部活動については、新型コロナウイルス感染防止のため、限られた条件の中で実施することになることから、スポーツや文化、科学等の楽しさや喜びを味わうこと、生徒が部活動を通して豊かな学校生活を送れること、仲間や指導者との人間関係の形成や心身の健康の保持増進を図り、生徒の生きる力を育成することといった観点を重視した活動となるようお願いいたします。

### 記

#### 1 部活動実施上の留意事項

- (1) 部活動への参加にあたっては、生徒・保護者の意思を尊重すること。また、健康観察を徹底し、体調の優れない生徒は参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- (2) 活動場所の窓やドアを広く開け、換気をこまめに行うこと。
- (3) 複数人が使用する器具等は、定期的に消毒すること。器具等を直接消毒することが困難な場合は、使用前後の生徒自身の手洗いや消毒を徹底すること。
- (4) できる限りマスクの着用を推奨するが、熱中症予防や運動強度等を考慮すること。
- (5) 活動時間は1時間程度とし、登校日以外（土日・休日等）は原則として行わないこと。
- (6) 身体接触のある練習は避けること。
- (7) 対人および複数で行う練習は2m程度の距離をとること。また、順番待ちの整列、集合・ミーティング等においても同等の間隔を取ることを。
- (8) ゲーム形式の練習は原則として行わないこと。ただし、ゲームを想定した動きを部分的に練習する内容や、2m程度の身体的距離が常時確保できる種目に関してはこの限りではない。
- (9) 大きなかけ声や対面による発声等は避けること。
- (10) 活動場所が狭く密集した状態が起こる場合は、時間をずらして同時に活動する人数を減らすなどの工夫をすること。
- (11) 部室等の利用については短時間の利用としたり、一度に大勢が使用しないなど3つの密を避けるための工夫をすること。
- (12) 校地外での活動、校外の運動施設及び文化施設等の利用は、原則として行わない。
- (13) 臨時休業中において運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、当面の間、身体に過度な負担のかかる活動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分留意すること。
- (14) その他、文部科学省が示す「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（令和2年5月13日時点）」を参考にして適切に実施すること。

また、分散登校中において部活動を実施する場合は、同Q&A問79も参考にされたい。

#### 2 学校外における部活動実施について

令和2年4月30日付け島教企第222号「県立学校の教育活動の再開に向けての対応について（通知）」で通知していますが、合同練習や合宿等の実施、公式試合を含む対外試合やコンクール等への参加については、当面の間は行わないこととします。

なお、今後の専門家会議等による新型コロナウイルス感染拡大に関する見解や、県内の感染状況を踏まえ、解除について検討します。